

## 運輸事業振興連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 社団法人埼玉県バス協会（以下「バス協会」という。）及び社団法人埼玉県トラック協会（以下「トラック協会」という。）に対し、総合的な指導を行い、運輸事業振興助成補助金対象事業に県の施策等を反映するための運輸事業振興連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) バス協会及びトラック協会に対する運輸事業振興助成補助金対象事業に対する指導に関すること。
- (2) その他運輸事業振興に対する総合的な指導に関すること。

### (構成等)

第3条 協議会は、議長及び別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 議長は商業・サービス産業支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 協議会は議長が招集し、主催する。
- 4 協議会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、商業・サービス産業支援課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成9年7月3日から施行する。
- 3 この要綱は、平成11年2月15日から施行する。
- 4 この要綱は、平成12年2月28日から施行する。
- 5 この要綱は、平成13年1月25日から施行する。
- 6 この要綱は、平成14年1月24日から施行する。
- 7 この要綱は、平成15年1月21日から施行する。
- 8 この要綱は、平成17年1月19日から施行する。
- 9 この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

- 10 この要綱は、平成18年11月15日から施行する。
- 11 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成20年11月17日から施行する。
- 13 この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
- 14 この要綱は、平成22年11月15日から施行する。
- 15 この要綱は、平成23年11月28日から施行する。
- 16 この要綱は、令和2年10月20日から施行する。